

平成 29 年度奈良県計画に関する 事後評価

令和 5 年 11 月
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った（医療分）

- ・医療分については、令和5年3月24日の医療審議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

行った（介護分）

（実施状況）

- ・新型コロナウイルスの影響により協議会を開催できていなかったが、令和5年10月18日開催の協議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし。

2. 目標の達成状況

平成29年度奈良県計画に規定する目標を再掲し、令和4年度終了時における目標の達成状況について記載。

■奈良県全体（目標と計画期間）

1. 目標

奈良県においては、医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

既に導入済みの情報収集及び指標算出システムを活用し、各病院の医療提供状況等の分析評価を行うとともに、地域における病院の役割等について関係病院と協議を行い、病床の機能分化と病院間の連携の強化を図る。

医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、病床規模の適正化を伴う施設・設備の整備に対して支援を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域医療構想で記載する令和7年度に必要な医療機能ごとの病床数
- | | |
|-------|---------|
| 高度急性期 | 1, 275床 |
| 急性期 | 4, 374床 |
| 回復期 | 4, 333床 |
| 慢性期 | 3, 081床 |

(2) 居宅等における医療の提供に関する目標

奈良県においては、高齢化社会のおとずれや疾病構造が慢性疾患を中心に変化していくことにより、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、終末期を含め、在宅で介護や医療サービスを受けることを希望する高齢者も多いことから、円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築など、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

訪問看護の推進を図るため、訪問看護関係者で構成する訪問看護推進協議会を開催するとともに、訪問看護を担う人材の育成を図るための研修会を実施することや、訪問看護に従事する看護職員を新たに雇用・育成する訪問看護ステーションに対する補助を行うことで、看護職員の資質を向上させる。

また、大学と病院が連携して、将来県内で在宅看護の業務に従事しようとする者に奨学金を貸与し、在宅看護に関する教育プログラムを実施する制度に対して、補助金を交付することにより、将来の在宅人材確保のインセンティブを与える。

- 在宅看取り率の向上 (H27: 22.5%→H30: 24.0%)
- 在宅療養支援診療所数の向上 (H27: 143件→H30: 165件)
- 県内訪問看護ステーション看護職員数の増加 (H26: 433.7人→H31: 678人)
- 在宅看護奨学金貸与者で県内就業した人数の増加 (H30見込1人→H31: 2人)
- 訪問歯科診療件数の増加 (H29: 433件→H30: 500件)
- がん在宅ケア診療を行っている診療所割合の増加 (H26: 42%→H30: 45%)

(3) 介護施設等の整備に関する目標

介護施設等の開設時、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な準備経費に対して支援を行うことにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制を整備する。また、既存の特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のための改修に対して支援を行うことにより居住

環境の質を向上させる。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の整備費用に対する支援 1カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備費用に対する支援 1カ所
- ・特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 4カ所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 5カ所
- ・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 13カ所(732床)
- ・施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 3カ所
- ・特別養護老人ホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 1カ所
- ・認知症高齢者グループホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 2カ所

(4) 医療従事者の確保に関する目標

以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決することを目標とする。

- 医師の偏在を解消するための取組の促進
- 医療従事者にとって働きやすい職場環境の整備のための取組を促進
- 看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進
- 臨床研修医マッチング者数の増加 (H28: 115人→H29: 116人)
- 特定診療科で勤務する医師数 (H26: 400人→420人)
- 医師配置システムによる医師配置・派遣数の増加 (H29: 17人→H30: 30人)
- 分娩1,000件あたりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 (H28: 9.4人→H29: 9.5人)
- 総合診療専門医新規養成数 (H29: 0名→H30: 8名)
- 糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の減少 (H28: 197人→H29: H28より減少)
- 重症以上傷病者の搬送事例における照会回数4回以上の割合をH35に全国平均 (H27: 2.7%)以下にする。(奈良県H27年実績: 8.6%)
- 県内病院新人看護職員離職率 (H26: 4.3%→H31: 4.2%)
- 県内の認定看護師数の増加 (H27: 166人→H31: 243人)
- 看護師等養成所運営費補助対象施設卒業生の県内就業率 (H27: 66.8%→H31: 70%)
- 県内看護職員就業者数 (H26: 14,713人→H31: 15,877人)
- 県内病院看護職員離職率 (H26: 11.2%→H31: 10.8%)
- 病院内保育所設置数 (H28: 40施設→H31: 40施設を維持)
- 小児科2次救急輪番病院数 (H28: 13機関→H29: 13機関を維持)
- 小児2次輪番病院の外来患者数 (H28: 5,861人→H29: 5,000人)
- DMATチーム数 (H28: 21チーム→H29: 24チーム)

(5) 介護従事者の確保に関する目標

介護現場における人材の不足感の改善に向けて、介護従業者（常勤換算）の増加を目標とする。その際、県内の関係者が各自役割分担をするとともに、連携して介護人材確保のための取り組みを進めていけるよう、29年度中に県・奈良労働局・県福祉人材センター・介護事業の経営者・介護従事者・職能団体・養成機関等で構成する協議会を開催し、介護人材確保対策について調査分析や事業の検討などを行う。

(参入促進)

介護職については、マイナスイメージが強く、職業として選ばれにくい状況にあるため、介護職の魅力を発信するとともに、細やかな就労斡旋などを実施して参入促進を図る。

- マッチングの機能強化
- 職場体験
- 地域への介護職の魅力発信
- 若者、女性、中高年齢者層に対する介護の基礎的な研修実施
- 生活・介護支援サポーターの養成
- 介護職員初任者研修資格取得支援
- 福祉・介護の就職フェアの開催

(資質の向上)

有資格者に対して資質向上やキャリアアップのための研修やリーダー育成のための研修を行う。また、潜在的有資格者に対しては、離職後のフォローができていないため、再就労につなげるための研修等の実施によるアプローチを行う。さらに、地域包括ケアシステム構築のため、地域包括支援センターの機能強化などの市町村支援や認知症ケアに携わる人材や生活支援コーディネーターの養成等を行う。

- 介護人材のキャリアアップ研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業支援
- 認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員、認知症サポート医の養成
- 認知症介護、認知症介護指導者研修の実施
- 生活支援コーディネーターの養成
- 地域包括ケアシステムに関わる人材の育成
- 権利擁護人材の養成

(労働環境・処遇の改善)

介護職員は、勤務環境や処遇が問題となって離職することが多いことから、離職防止のために介護職員と介護事業所双方への支援や働きやすい環境づくりに取り組む。

- 早期離職防止のためのOJT支援
- 雇用管理改善の取組みのためのセミナー開催、相談支援
- 介護ロボット導入や施設内保育施設運営等に対する支援

2. 計画期間

平成29年度～令和4年度

■奈良県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・令和4年度は、当事業の支援を活用し、既存の病床を回復期機能に転換させる病院がなかったため、実績はない。

（2）居宅等における医療の提供に関する事業

- ・「がんネットなら」の効果もあり、がん患者の在宅死亡率が向上。

（3）介護施設等の整備に関する事業

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の整備費用に対する支援 1カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備費用に対する支援 1カ所
- ・特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する支援 4カ所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 5カ所
- ・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 13カ所(732床)
- ・施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 3カ所
- ・特別養護老人ホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 1カ所
- ・認知症高齢者グループホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 2カ所

（4）医療従事者の確保に関する事業

- ・修学資金貸与者のへき地医療機関、特定診療科等又は特定専攻課程で勤務する医師数83人を確保した。

（5）介護従事者の確保に関する事業

- ・当初の目標に加え、新型コロナウイルス感染症対策も行った。

2. 見解

- ・地域医療構想の実現に向けた医療提供体制を構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。
- ・また、県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス施設が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が進んだ。
- ・新型コロナウイルス感染症対策においても一定程度成果をあげた。

3. 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■奈良・東和・西和・中和・南和（目標と計画期間）

1. 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

（2）居宅等における医療の提供に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

(3) 介護施設等の整備に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

(4) 医療従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

(5) 介護従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

2. 計画期間

平成 29 年度～令和 4 年度

奈良・東和・西和・中和・南和（達成状況）

1. 目標の達成状況

奈良県全体の達成状況と同じ

2. 見解

奈良県全体の達成状況と同じ

3. 目標の継続状況

令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成29年度奈良県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 病床機能転換事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県内病院	
事業の期間	平成29年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に必要となる機能別病床数を見据えると、地域医療構想に沿った病床機能転換（病床機能の集約化・再編）、他分野への転換（介護・健康・福祉）を図る必要がある。 アウトカム指標：病床数 ・地域医療構想（高度急性期1,275床、急性期4,374床、回復期4,333床、慢性期3,081床） ・H28病床機能報告（高度急性期1,466床、急性期6,997床、回復期1,997床、慢性期3,194床）	
事業の内容（当初計画）	医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、ER型救急医療体制の強化や病床機能の適正化に向けた施設・設備の整備に対して補助金を交付することにより支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	機能転換病床数330床（平成29～令和2年度）	
アウトプット指標（達成値）	令和4年度においては、補助金を活用した病床転換の実績はなかった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 回復期機能等の充実 ・R4病床機能報告（高度急性期1,336床、急性期6,675床、回復期2,502床、慢性期2,567床） （1）事業の有効性 回復期機能や在宅医療体制強化につながる病棟整備であり、病床機能の分化・連携の促進に繋がられる。（ただし、今年度は補助金の活用がなかったため、引き続き公募につながるよう周知していく。） （2）事業の効率性 回復期への病床転換を図るため、病院長の集まる会議等での周知を行った。	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No.1 (介護分)】 奈良県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 23,488 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	介護事業者等	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の整備費用に対する支援 1カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備費用に対する支援 1カ所 ・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 4カ所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・ 訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 5カ所 ・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 13カ所(732床) ・ 施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 3カ所 ・ 特別養護老人ホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 1カ所 ・ 認知症高齢者グループホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 2カ所 	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護施設等の開設に必要な準備経費に対して支援を行う。 ・ 訪問看護ステーションの大規模化に対する支援を行う。 ・ 既存の特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のための改修に対して支援を行う。 ・ 特別養護老人ホーム等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入にたして支援を行う。 	
アウトプット 指標 (当初の 目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の整備費用に対する支援 1カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備費用に対する支援 1カ所 ・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 4カ所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・ 訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 5カ所 ・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 13カ所(732床) ・ 施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 3カ所 ・ 特別養護老人ホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 	

	<p style="text-align: right;">1カ所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 <p style="text-align: right;">2カ所</p>
アウトプット 指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の整備費用に対する支援 1カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備費用に対する支援 1カ所 ・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 4カ所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・ 訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 5カ所 ・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 13カ所(732床) ・ 施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 3カ所 ・ 特別養護老人ホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 1カ所 ・ 認知症高齢者グループホームの大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 2カ所
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性</p> <p>特別養護老人ホーム等の開設や訪問看護ステーションの大規模化の際に必要な準備経費に対する支援を行うことにより、開設時における安定した質の高いサービスの提供が図られた。</p> <p>また、既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修について支援を行うことにより、多床室の居住環境の質の向上が図られた。</p> <p>特別養護老人ホーム等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援を行うことにより、利用者の安全確保と介護職員の負担軽減が図られた。</p> <p>（２）事業の効率性</p> <p>調達方法や手続について行政の手法を紹介することで、一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>